



鳥取県公報

平成15年 8月19日(火)
第 7 5 1 1 号

毎週火・金曜日発行

目 次

告 示	特定非営利活動法人の設立の認証の申請 (3件) (514~516) (協働推進室)	1
選管告示	選挙管理委員会の招集 (57)	2
公 告	共済事業に係る平成14年度の経営状況 (管財課)	3
	保安林の指定の解除予定に係る森林所有者への公示による通知 (森林保全課)	3
	猟銃等の取扱いに関する講習会の開催 (警察本部生活保安課)	4

告 示

鳥取県告示第514号

特定非営利活動促進法 (平成10年法律第7号) 第10条第1項の規定に基づき、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定により告示する。

特定非営利活動促進法第10条第1項第1号、第2号イ、第5号、第7号及び第8号に掲げる書類は、平成15年9月30日までの間、鳥取県企画部協働推進室において公衆の縦覧に供する。

平成15年 8月19日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 申請のあった年月日
平成15年 7月30日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人ウイング本庄
- 3 申請に係る特定非営利活動法人の代表者の氏名
山本 英司
- 4 申請に係る特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地
岩美郡岩美町大字本庄449 - 12
- 5 申請に係る特定非営利活動法人の定款に記載された目的
この法人は、岩美町の環境の向上とよりよい人間関係を将来に残し高齢者や子供が生き生きと暮らせる住みよい町づくりをめざし、地域住民とともにそれぞれの生き甲斐づくりを創造実践することにより、21世紀の本庄が岩美町の情報発信の中核となり、地域における公益の増進に寄与することを目的とする。

鳥取県告示第515号

特定非営利活動促進法 (平成10年法律第7号) 第10条第1項の規定に基づき、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定により告示する。

特定非営利活動促進法第10条第1項第1号、第2号イ、第5号、第7号及び第8号に掲げる書類は、平成15年9月30日までの間、鳥取県企画部協働推進室において公衆の縦覧に供する。

平成15年 8月19日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 申請のあった年月日
平成15年 7月31日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人昴の会
- 3 申請に係る特定非営利活動法人の代表者の氏名
吉村 繁美
- 4 申請に係る特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地
気高郡気高町大字宝木923 - 6
- 5 申請に係る特定非営利活動法人の定款に記載された目的
この法人は、障害を持つ高齢者に対して、介護保険に関する事業を行い、地域に寄与することを目的とする。

鳥取県告示第516号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定により告示する。

特定非営利活動促進法第10条第1項第1号、第2号イ、第5号、第7号及び第8号に掲げる書類は、平成15年10月6日までの間、鳥取県企画部協働推進室において公衆の縦覧に供する。

平成15年 8月19日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 申請のあった年月日
平成15年 8月6日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人鳥取港マリクラブ連合会
- 3 申請に係る特定非営利活動法人の代表者の氏名
坂田 文三郎
- 4 申請に係る特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地
鳥取市良田39 - 6
- 5 申請に係る特定非営利活動法人の定款に記載された目的
この法人は、海洋性マリンスポーツを目指す者に対して、海洋性スポーツの安全と健全なる発展を推進し、海の環境保護及び海での災害救援活動に関する事業を行い、地域等との良好な共存関係を発展させ、社会的地位の向上に努めることにより海洋性マリンスポーツの発展に寄与することを目的とする。

選挙管理委員会告示

平成15年第8回鳥取県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

平成15年 8月19日

鳥取県選挙管理委員会委員長 中 村 碩 男

- 1 日時 平成15年 8月20日 (水) 午後 2時15分
- 2 場所 鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁選挙管理委員室
- 3 議題
 - (1) 平成15年度市町村明るい選挙推進協議会会長研修について
 - (2) その他

公 告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第263条の2第2項の規定に基づき、財団法人都道府県会館から平成14年度の火災・自動車損害共済事業及び水力発電用機械損害共済事業に係る経営状況の通知があったので、同条第3項の規定により、次のとおり公表する。

平成15年 8月19日

鳥取県知事 片 山 善 博

平成14年度財団法人都道府県会館災害共済事業経営状況

1 建物・自動車損害共済事業	
(1) 共済基金分担金その他の収入	4,456,728,540円
(2) 火災共済金その他の支出	2,502,443,507円
(3) 次期繰越収支差額	1,954,285,033円
(4) 期末正味財産	21,013,568,773円
2 水力発電用機械損害共済事業	
(1) 共済基金分担金その他の収入	1,159,764,997円
(2) 災害共済金その他の支出	469,940,281円
(3) 次期繰越収支差額	689,824,716円
(4) 期末正味財産	6,116,904,716円

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定による通知を受け取るべき森林所有者の住所が不明なので、同法第189条の規定により、次のとおり公告する。

なお、森林所有者及び関係人はいつでも下記の保管場所で通知を受け取ることができる。

平成15年 8月19日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 通知の題名 保安林の指定施業要件の変更予定について
- 2 通知の要旨 次の表の左欄に掲げる森林所有者の所有に係る同表の右欄に掲げる土地について、森林法第

33条の3において準用する同法第30条の規定により行った保安林の指定施業要件の変更予定の告示（平成15年7月8日付鳥取県告示第433号）の内容

（告示の内容）

- 1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所
次の表の左欄に掲げる森林所有者の別に応じて、それぞれ同表の右欄に掲げる場所
- 2 保安林として指定された目的
水源のかん養
- 3 変更後の指定施業要件
次のとおりとする。

山形 正春	日野郡日南町福万来字上三尾和田114、字龍頭152
坪倉 高雄	〃
内田 敏夫	〃
西村 富蔵	日野郡日南町茶屋字菅谷日向428、429、431、432
坪倉 卯三郎	〃
坪倉 彌太郎	〃
坪倉 昶太郎	〃
渡辺 常兵衛	〃
西村 依久	日野郡日南町佐木谷字家ノ奥山857
坪倉 薫眞	〃
坪倉 政俊	〃
坪倉 充男	日野郡日南町佐木谷字上三炭川山928の1、929から934まで
青砥 只吉	日野郡日南町河上字大江谷1182
長崎 潔	〃
加納 甚蔵	日野郡日南町下阿毘縁字宇虫谷矢原山1335
加納 善五郎	〃
加納 福由	〃
石倉 八太郎	〃
木村 幹雄	〃
木村 義明	〃
木村 正義	〃
加納 治	日野郡日南町下阿毘縁字宇虫谷矢原山1335、字宇虫谷山1338
木村 博明	〃
浜田 彦四郎	日野郡日南町下阿毘縁字宇虫谷山1338
林 侑	〃

（「次のとおり」は、省略し、関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び日南町役場に備え置いて縦覧に供する。）

- 3 通知の掲示場所 日南町役場
- 4 通知の保管場所 鳥取県農林水産部森林保全課

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下「法」という。）第5条の3第1項の規定により猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会を次のとおり開催する。

平成15年 8月19日

鳥取県公安委員会委員長 足 立 統 一 郎

1 講習の種別及び受講対象者

(1) 初心者講習

鳥取県内に住所を有する者のうち、法第4条第1項第1号の規定による猟銃又は、空気銃の所持の許可を(以下「許可」という。)を受けようとするもの((2)のイに掲げる者を除く。)を対象とする。

(2) 経験者講習

鳥取県内に住所を有する者のうち次に掲げるものを対象とする。

ア 法第7条の3第1項の規定による許可の更新を受けようとする者

イ 許可を受けようとする者で、法第5条の2第3項第2号に規定するもの

2 開催の日時及び場所

種別	区分	日 時	場 所	受 講 対 象 者
初心者講習		平成15年 9月 5日 午前10時から午後 4時まで	鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁議会棟 2階執行部 控室	岩美、鳥取、郡家及び智頭の 各警察署の管内に居住する者
経験者講習		平成15年 9月18日 午後 1時30分から 午後 4時30分まで	倉吉市清谷町一丁目10 鳥取県倉吉警察署	浜村、倉吉及び八橋の各警察 署の管内に居住する者

3 講習時間及び講習課目

(1) 講習時間

ア 初心者講習 5時間

イ 経験者講習 3時間

(2) 講習課目

ア 猟銃及び空気銃の所持に関する法令

イ 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い

4 考査

初心者講習にあっては、講習終了後、講習に係る事項についての考査を1時間行う。

5 受講申込手続

所定の受講申込書を受講日の7日前までに住所地を管轄する警察署長を経由して公安委員会に提出すること。

6 講習受講手数料及びその納付方法

(1) 講習受講手数料

ア 初心者講習 6,800円

イ 経験者講習 3,000円

(2) 納付方法

(1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を銃砲刀剣類関係手数料納付書にはり付けて納付すること。
この場合、消印しないこと。

7 携行品

筆記用具及び印鑑

